

令和7年度徳島県外国人地域おこし協力隊 募集業務一覧

業務番号	部局	所属	勤務場所	職務内容	業務に必要な資格・経験	募集人員	勤務日・勤務時間	備考
1	観光スポーツ文化部	観光政策課	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁5階	【インバウンド誘客に関する業務】 ・観光情報サイト（Web、SNS）の記事作成 ・海外向けPR資料の翻訳や作成 ・海外旅行会社との商談会における通訳や説明 ・県内観光地のファムツアーのアテンド 等	・日本語能力試験N2程度以上 ・パソコンの基本操作（Word、Excel、PPTなど）、デジタルカメラやビデオの撮影ができる者 ・英語で問題なく会話・通訳・翻訳ができる者 ・普通自動車運転免許を有する者	1名	原則として、月曜日から金曜日の週5日 勤務時間：9：00～15：45 （昼休み1時間・1日5時間45分）	土日祝のイベント時に勤務していただく場合あり。 ※その場合は、別途平日を休日とする。
受付終了	生活環境部	労働雇用政策課移住交流室	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁5階	【外国人の移住・雇用促進に関する業務】 ・外国人地域おこし協力隊の活動PR ・外国人雇用促進に向けた機運醸成に関する業務 ・SNSでの情報発信、動画作成 ・移住交流・雇用促進施策の企画・運営補助 ・通訳補助 等	・日本語能力試験N2程度以上 ・パソコンの基本操作（Word、Excel、PPTなど）ができる者	1名	原則として、月曜日から金曜日の週5日 勤務時間：9：30～16：15 （昼休み1時間・1日5時間45分）	土日祝のイベント時に勤務していただく場合あり。 ※その場合は、別途平日を休日とする。
3	南部総合県民局	地域創生防災部<美波>	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 南部総合県民局美波庁舎1階	【海外（香港・台湾・中国本土）からの観光誘客促進業務】 ・外国人目線による観光資源の発掘と磨き上げ ・外国人の関心を高めるパンフレットや動画等製作による情報発信 ・商談会で活用する外国語のプレゼン資料作成 ・海外での商談会やファムツアーなどの企画調整、通訳、アテンド ・SNS等を活用した観光情報の発信 等	・日本語能力試験N2程度以上 ・パソコンの基本操作（Word、Excel、PPTなど）ができる者 ・中国語で問題なく会話、通訳、翻訳ができる者 ・普通自動車運転免許を有する者	1名	原則として、月曜日から金曜日の週5日 勤務時間：9：30～16：15 （昼休み1時間・1日5時間45分）	土日祝のイベント時に勤務していただく場合あり。 ※その場合は、別途平日を休日とする。
4	西部総合県民局	地域創生観光部<美馬>	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73番地 西部総合県民局美馬庁舎2階	【にし阿波へのインバウンド誘客に関する業務】 ・外国人目線による観光資源の発掘と磨き上げ ・外国人向けYouTube動画・SNS記事の企画・製作及び情報発信 ・外国人向けの土産品開発のための助言や働き掛け ・その他、通訳・翻訳業務全般 等	・日本語能力試験N2程度以上 ・パソコンの基本操作（Word、Excel、PPTなど）ができる者 ・英語で問題なく会話、通訳、翻訳ができる者 ・普通自動車運転免許を有する者 ・Googleアカウント、Instagramアカウントを所有している者が望ましい	1名	原則として、月曜日から金曜日の週5日 勤務時間：9：30～16：15 （昼休み1時間・1日5時間45分）	土日祝のイベント時に勤務していただく場合あり。 ※その場合は、別途平日を休日とする。
5	西部総合県民局	地域創生観光部<三好>	〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 西部総合県民局三好庁舎1階	【にし阿波へのインバウンド誘客に関する業務】 主に（一社）そらの郷などの地域の観光関連事業者や各市町観光担当者、近隣地域の外国人材等と連携して次に掲げる業務を行う。 ・外国人観光客向けパンフレット・YouTube動画・SNS記事の企画・取材・製作及び情報発信 ・海外旅行会社、メディア向けの「にし阿波観光ツアー」の企画立案、ツアー添乗、通訳・ガイド ・商談会や展示会等での観光プレゼンテーション ・外国人向けの土産品開発のための助言や働き掛け ・外国人目線による観光資源の発掘と磨き上げ ・その他、通訳・翻訳業務全般 等	・日本語能力試験N2程度以上 ・パソコンの基本操作（Word、Excel、PPTなど）ができる者 ・英語で問題なく会話、通訳、翻訳ができる者（中国語の通訳、翻訳ができるとなお良い） ・普通自動車運転免許を有する者	1名	原則として、月曜日から金曜日の週5日 勤務時間：9：30～16：15 （昼休み1時間・1日5時間45分）	土日祝のイベント時に勤務していただく場合あり。 ※その場合は、別途平日を休日とする。

※職務内容は、例示です。